

令和 7 年 9 月 1 日

令和 7 年 第17回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第 78 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 79 号 選挙人名簿に登録する者について

議案第 80 号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第 81 号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

2 報告事項

福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

3 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和 7 年 9 月 19 日（金）午前 10 時 00 分～
- ・令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 10 時 00 分～
- ・令和 7 年 11 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～

議案第 78 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

- 1 死亡により抹消する者の数
95人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
934人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 7 年 9 月 1 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 79 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり
選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

- 1 登録する者の数
1,893人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 7 年 9 月 1 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

議案第 80 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

1 抹消する者の数

1 人

2 抹消する者の氏名等

別紙のとおり

3 抹消年月日

令和 7 年 9 月 1 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

議案第 81 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2 人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和 7 年 9 月 1 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

令和7年9月1日時点

[illegible]

報告事項 4

福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和 7 年 9 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

住 所	氏 名
福岡市南区	濱田 一雄

【 参 考 】

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第 2 条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。